

第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険事業計画

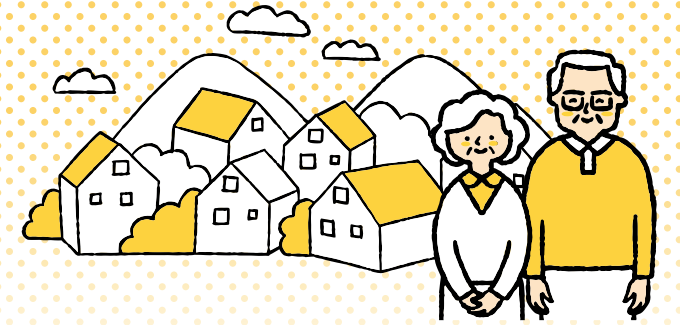
遠野ハートフルプラン 2024

令和6年度
2024

令和8年度
2026

令和6年3月 岩手県遠野市

計画策定 にあたって



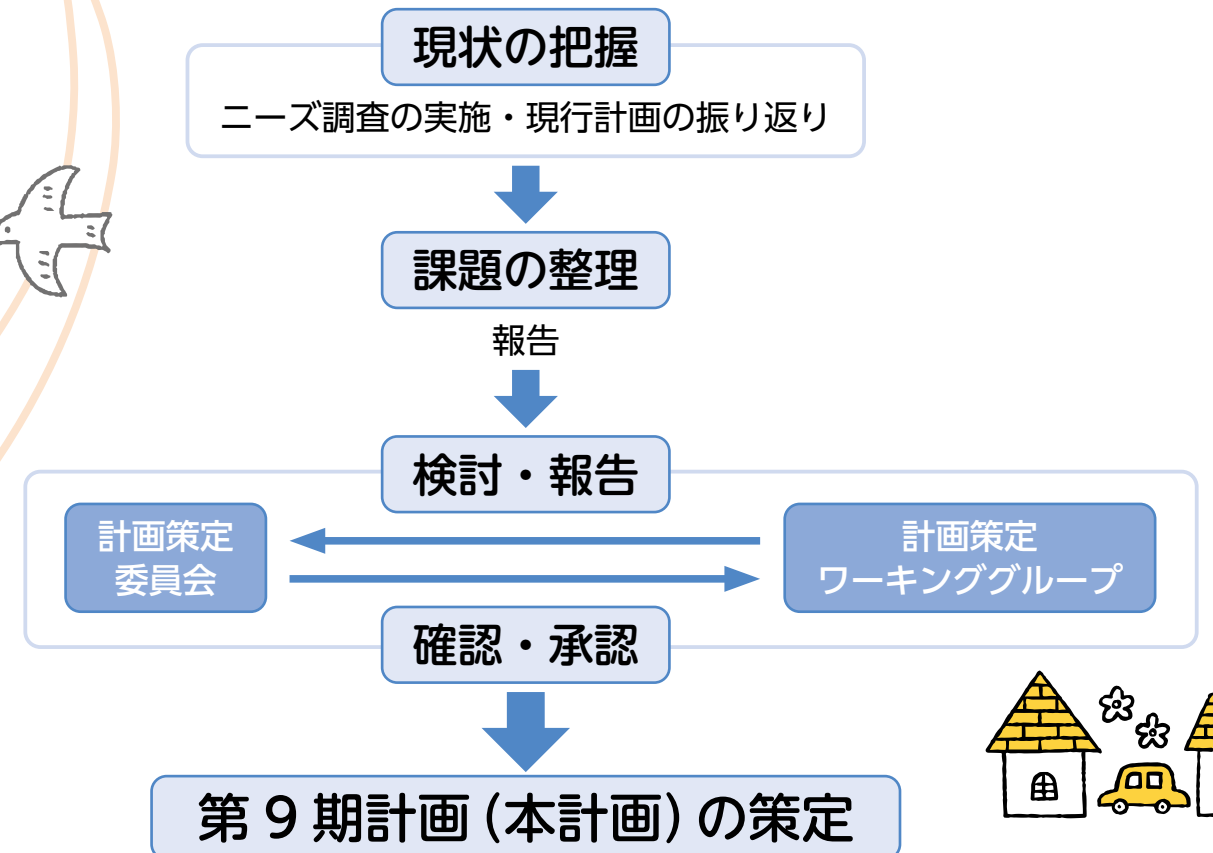
計画の趣旨

「遠野ハートフルプラン」は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画が一体となった計画です。全ての高齢者が、家族や友人などとともに、地域社会で健やかに暮らし、社会、福祉活動に自らが主体的に参加し、医療や介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進を目指し、4つの基本理念に基づいて策定されます。

国が示す「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の5つの分野が確保される体制の「地域包括支援システム」に、「地域づくり」「権利擁護」「健康づくり」を加え、8つの分野とした「遠野型地域包括ケアシステム」の実現に向けて取り組んでいきます。

計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を1期とする計画です。



福祉で夢のあるまちづくり・健康で明るく暮らせる住みよいまちづくり

- 1. 共に生きるため、**自立と参加**をめざして
- 2. 共に生きるため、**個人の尊厳と人間性の尊重**をめざして
- 3. 共に生きるため、**理解と共同の輪の広がり**をめざして
- 4. 共に生きるため、**新しい遠野福祉文化の創造**をめざして

本計画は、中長期的な視点での介護サービス基盤の整備を見据えて、第8期計画の施策をさらに充実・展開し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められます。

このため、本計画の基本理念は、第8期計画の4つの基本理念を継承するとともに、その上で目指すべきまちの姿を掲げます。

基本 目標

基本理念の実現に向け、以下の**5つ**の基本目標を設定し取組を推進します。

基本目標 **1** 健康づくり・ 介護予防の総合的な推進

人生100年時代を迎え、誰もがより長く元気に活躍し豊かな人生を送るためには、「健康寿命の延伸」が重要となります。国が示す「健康寿命延伸プラン」の骨子である「次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣の形成」「疾病予防・重症化予防」「介護予防・フレイル（健康と要介護の中間の状態）対策・認知症予防」を主軸に、健康増進・介護予防・重度化防止など予防を重視した取組を推進します。



施策 健康づくりの推進／日常生活支援総合事業の推進／生きがいづくりや社会参加の推進

基本目標 **2** 介護・福祉サービスの充実

より身近なところで相談ができる環境を整え、高齢者や介護をしている家族の困り事や悩みなどに対し、必要な情報提供やサービスにより、相談者の支援に努めます。また、地域住民の複合・複雑化したニーズに効果的に対応するため、各関係機関が協働で連携対応し、素早い解決に向けた支援を行う「重層的支援体制整備事業」の取組を継続します。さらに、地域の介護を担う介護職の人材不足も続いていることから、人材確保・育成・職場環境の改善支援を進めていきます。

施策 相談・支援体制の強化／高齢者福祉サービスの充実／介護に取り組む家族等への支援の充実／介護・福祉人材の確保及び育成の支援

基本目標 **3** 安心して暮らせるまちづくりの推進

住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らすことのできる地域を実現するために、地域に必要な社会資源の創出支援やネットワークの構築、高齢者の権利擁護への理解の促進、医療と介護に関わる全ての者が協働で支援することができる体制の維持、ニーズに応じた住まい方の確保を推進します。

また、東日本大震災や台風などの自然災害からの教訓や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、県、関係市町村、関係団体と連携した災害・感染症対策の支援・応援体制の構築に努めます。

施策 地域支え合い活動の推進／高齢者権利擁護の推進／地域の医療・介護連携の推進／安心できる住まいの確保／災害や感染症対策の基盤整備

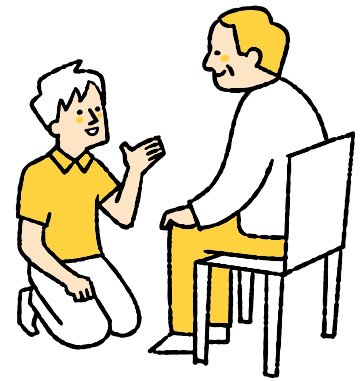


基本目標 **4** 認知症にやさしいまちづくりの推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、「認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる」という意味の「共生」や、「認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする」という意味の「予防」の2つの取組を推進することが重要です。

認知症の早期発見や介護する家族への支援だけでなく、誰もが認知症についての理解を深め、地域で見守り、支え合う「認知症にやさしいまちづくり」を推進します。

施策 認知症の正しい理解の促進／地域における医療・介護の連携の推進／認知症の人と介護者への支援



基本目標 **5** 介護保険制度の 円滑な運営と質の向上

介護や支援が必要になった高齢者が自らの意思でサービスを選択し、尊厳を持って住み慣れた地域で最後まで生活できるよう、ニーズに応じた各種サービスの量的確保と介護人材の育成による質的確保を図ります。

また、高齢者やその家族が安心して相談できる支援体制や適切な介護サービスを受けることができるよう、介護保険事業の持続可能な運営と円滑なサービス提供に努めます。

施策 介護保険事業の適正な運営／介護・福祉サービスの質の向上



重点的に 取り組む事項

計画策定ワーキンググループで議論された内容をもとに、本計画期間中は次の事項に重点的に取り組みます。

重点施策 1 介護サービスの基盤整備

少子高齢化が進行していく中で介護・福祉分野では人材不足が続いていることから、本計画期間中においては、引き続き介護・福祉分野の人材確保と育成に向けた取組を行うとともに、介護サービス基盤の確保・拡大に向け、サービス事業者への支援等を図ります。



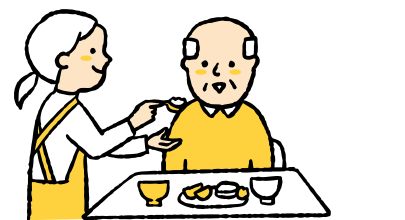
主な取組事項

- 1 よりよい介護事業・介護サービスの提供を行うための介護人材の育成・確保
- 2 将来の介護福祉人材確保に向けた小・中学生や高校生に介護・福祉に興味を持ってもらえる機会の創出
- 3 国・県の補助金を活用した外国人材の活用拡大
- 4 介護サービス基盤の確保・拡大に向け、利用定員を増やすための取組
- 5 入所施設介護の新設等を希望する事業者の募集や既存介護施設の業務態型変更などを希望する事業者との調整
- 6 介護職員の離職防止に向けた身体的負担の軽減のための取組

重点施策 2 生活支援・ 介護予防等サービス事業の推進

市では、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）において、**渋滞**の介護保険サービスにおける介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスのみ実施していますが、ニーズに対応した多様な主体によるサービスの実施には至っていません。また、遠野市高齢者等在宅福祉条例を根拠とした総合事業のメニューとは別の在宅福祉サービスがあり、介護保険制度だけでは支えきれない対象者に対する事業として継続してきました。

このため、本計画期間中においては、既存の在宅福祉サービスの見直しや総合事業における新たなサービスメニューを検討し、ニーズに応じたきめ細かいサービスの提供に努めます。



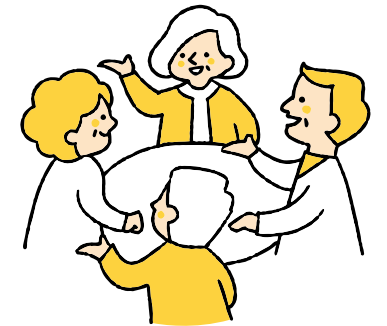
主な取組事項

- 1 本計画期間中の新事業開始に向けた、既存事業の対象者要件・支援内容・利用者負担の見直しや関係機関との調整
- 2 「住民主体の通いの場」について、新たな取組への周知や継続団体の支援方法の検討
- 3 家族介護用品支給事業の廃止・縮小を含めた検討
- 4 在宅福祉サービス全般で簡素化の方向での手続き面の見直し
- 5 介護保険制度との整合性を図るため、利用者の介護度等に応じた事業整理

重点施策 3 地域包括ケアシステムにおける ACPの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで送ることができるよう、地域一体で支援する地域包括ケアシステムにおいて、人生の最終段階に自分が望む医療やケアについて前もって考え、話し合い、共有する取組である「ACP＝人生会議」は、高齢者の尊厳の保持と自立支援の観点から重要となっています。

このことから、本計画期間中において、ACPの普及啓発を図る取組を推進します。



主な取組事項

- 1 住民を対象とした普及啓発に関する広報や周知方法の検討、勉強会等の継続開催
- 2 ACPノート（「私の未来ノート」等）の普及と活用の推進
- 3 保健・医療・介護・福祉等関係者を対象とした情報共有、情報交換の場の設定、普及啓発に関する研修会の開催
- 4 在宅や介護施設における看取りに関する状況等について、医療・介護・福祉関係機関等での情報共有
- 5 終末期搬送について、救急、県立病院、医師会、在宅医療サービスとの連携体制の構築の推進
- 6 人生の最終段階における新たな住民ニーズに対する民間サービスを含めた支援の検討

介護保険 サービスの 整備

本計画期間の基盤整備については、下記を目標とします。



介護人材の確保育成

介護サービスの維持向上のため、介護人材の育成・確保を図ります。

地域密着型サービスの基盤整備

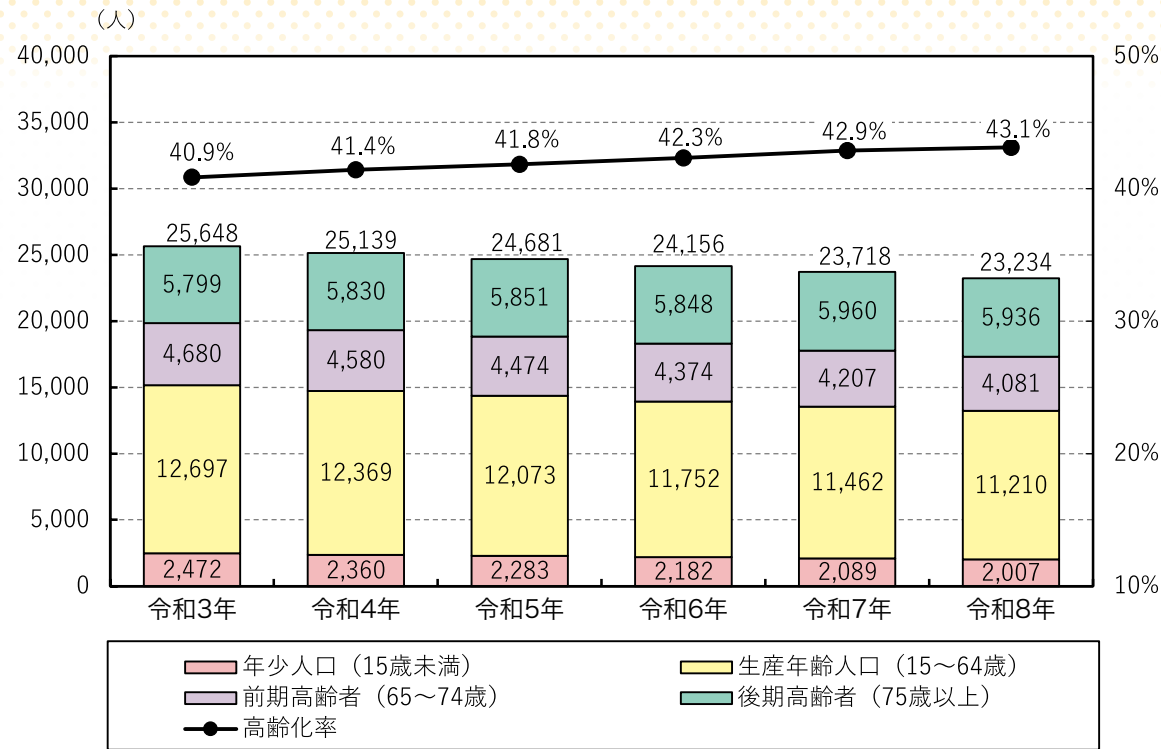
住み慣れた地域で生活するために、「地域密着型特別養護老人ホーム」の整備に向け、支援を進めます。



高齢者を取り巻く状況

人口の推移

総人口は各年で減少し令和5（2023）年は24,681人、令和8（2026）年には23,234人と令和5（2023）年よりも約1,400人減少すると予測されています。

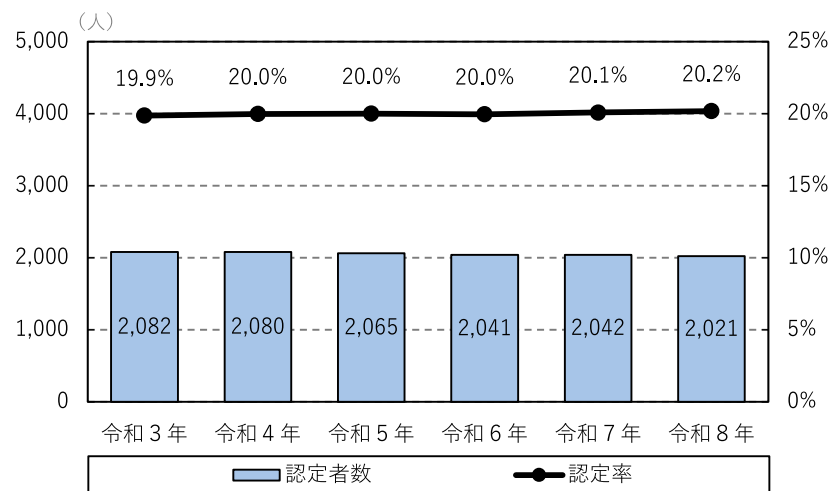


資料：令和3～5年は住民基本台帳人口（各年10月1日現在）、令和6～8年は推計人口

要支援・要介護認定率の推移

要支援・要介護認定者数および認定率は横ばい傾向で推移し、令和8（2026）年には2,021人、認定率（※）は20.2%になると予測されています。

※要支援・要介護認定率とは、要支援・要介護認定を受けている方の人数を第1号被保険者の数（65歳以上の被保険者数）で割った値です。



資料：令和3～5年は介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、令和6～8年は推計値

本計画の調整交付金の見込み等から、令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者（65歳以上の方）の基準（第5段階）月額保険料は**5,883円**となります。

■所得段階別年額保険料

所得段階	対象となる方	負担割合	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給の方、老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円以下の方	0.285 (0.455)	1,675	20,100 (32,100)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円を超え120万円以下の方	0.485 (0.685)	2,850	34,200 (48,300)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が120万円を超える方	0.685 (0.69)	4,025	48,300 (48,700)
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円以下の方	0.90	5,291	63,500
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円を超える方	1.00	5,883	70,600
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,058	84,700
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,641	91,700
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,825	105,900
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	10,000	120,000
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	11,175	134,100
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	12,350	148,200
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	13,525	162,300
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	14,116	169,400

※カッコ内は、国・県・市による低所得者保険料軽減措置前の年額保険料を参考として掲載したものです。

第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険事業計画 遠野ハートフルプラン2024

発行年月/令和6年3月 発行/遠野市
編集/遠野健康福祉の里 健康長寿課 〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1
TEL 0198-62-5111 FAX 0198-62-1599